

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令が別紙のとおり公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなった（ただし、看護師国家試験の試験科目の改正規定（第 22 条）については令和 6 年 4 月 1 日から施行。）。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内の養成所へ周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）により看護師教育及び准看護師教育の内容が改正されることに伴い、看護師国家試験及び准看護師試験の試験科目の改正を行うものである。

2. 改正の概要

（1）看護師国家試験の試験科目

「在宅看護論」について、名称を「地域・在宅看護論」に改める。

（2）准看護師試験の試験科目

- ① 「食生活と栄養」について、名称を「栄養」に改める。
- ② 「薬物と看護」について、名称を「薬理」に改める。
- ③ 現行の「感染と予防」について、「疾病と成り立ち」に含む内容と整理したことに伴い削る。
- ④ 現行の「看護と倫理」及び「患者の心理」について、「基礎看護」に含む内容と整理したことに伴い削る。

3. 施行期日等

（1）看護師国家試験の試験科目

令和 6 年 4 月 1 日に施行し、令和 6 年度の国家試験から新たな試験科目によることとする。

（2）准看護師試験の試験科目

令和 5 年 4 月 1 日に施行し、令和 5 年度の試験から新たな試験科目によることとする。

以上

○厚生労働省令第一百七十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

（看護師国家試験の試験科目）

第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能

疾病の成り立ちと回復の促進

健康支援と社会保障制度

基礎看護学

地域・在宅看護論

成人看護学

老年看護学

小児看護学

母性看護学

精神看護学

看護の統合と実践

第二十三条を次のように改める。

（准看護師試験の試験科目）

第二十三条 准看護師試験は、次の科目について行う。

人体の仕組みと働き

栄養

薬理

疾病の成り立ち

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

附 則

この省令は令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十二條の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（看護師国家試験の試験科目）

第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能
 疾病の成り立ちと回復の促進
 健康支援と社会保障制度
 基礎看護学
 地域・在宅看護論
 成人看護学
 老年看護学
 小児看護学
 母性看護学
 精神看護学
 看護の統合と実践

（准看護師試験の試験科目）

第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。

人体の仕組みと働き
 栄養
 薬理
 疾病の成り立ち
 保健医療福祉の仕組み
 看護と法律
 基礎看護
 成人看護
 老年看護
 母子看護
 精神看護

（看護師国家試験の試験科目）

第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能
 疾病の成り立ちと回復の促進
 健康支援と社会保障制度
 基礎看護学
 成人看護学
 老年看護学
 小児看護学
 母性看護学
 精神看護学
 在宅看護論
 看護の統合と実践

（准看護師試験の試験科目）

第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。

人体の仕組みと働き
 食生活と栄養
 薬物と看護
 疾病の成り立ち
 感染と予防
 看護と倫理
 患者の心理
 保健医療福祉の仕組み
 看護と法律
 基礎看護
 成人看護
 老年看護
 母子看護
 精神看護